

令和8年度 橋梁点検業務委託（その12） 特記仕様書

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は金沢市の橋梁点検業務委託に適用する。

第2条（業務の目的）

本業務は長寿命化修繕計画の更新の基礎資料として管理橋梁の劣化状況を把握するものである。

第3条（業務の対象範囲）

本業務において対象とする橋梁は金沢市内の橋梁 N＝23 橋（うち、新技術対象橋梁：16 橋）とする。

※対象橋梁：別紙「点検橋梁一覧表(その12)」参照

第4条（作業内容）

本業務の作業内容は以下とする。なお、一連の作業実施にあたっては下記の要領・手引きに基づいて行うものとする。

- ・道路橋定期点検要領 令和6年3月 国土交通省道路局
- ・金沢市橋梁点検等維持管理の手引き 令和7年3月 金沢市道路管理課

詳細点検

単純構造（RC 床版橋・ボックスカルバート）以外の橋梁を対象とする。

(1) 計画準備・既存資料の調査

- ・点検業務に入る前に調査計画書を作成して調査の準備を行う。また、既存資料の調査についても併せて行うこと。

(2) 現地踏査（事前調査）

- ・事前調査として周辺状況の確認及び橋梁点検車等の必要性有無の確認を行う。橋梁点検車等を用いる場合は、道路使用許可申請書を作成すること。
※橋梁点検車等の必要性有無は監督員との協議により最終決定するものとする。

(3) 橋梁点検（近接目視）

- ・近接目視により行うことを基本とし、必要に応じてテストハンマー等の非破壊検査機器による調査、ひび割れ幅や板厚等の測定など、劣化状況の把握に必要となる調査を行うこととする。

(4) 点検

- ・新技術は適用性等を確認の上、新技術（推奨技術（画像計測技術）：全方向衝突回避センサーを有する小型ドローン技術（性能カタログ番号：BR010009-V0424）等）による点検の検討を行う。なお、新技術の適用可否や採用する技術の種類等については、監督職員と協議を行うこと。
- ・新技術は、点検支援技術使用計画書（対象橋梁、位置図、対象部位・部材・対象変状（対象外についての点検方法を含む）、対象範囲、活用の程度、使用機器（検討技術名・技術概要等）と選定理由、実施方法（画像取得方法・出力等）、成果、精度管理計画（技術的精度、診断・調書品質）、実施体制・工程、安全管理計画、緊急時連絡体制）を作成し、監督員から承認を得ることとする。
- ・点検後は、取得したデータの確認、点検調書及び報告書に使用するデータの抽出・加工を行ない、損傷情報等（損傷図・損傷写真等）を整理する。損傷情報等に基づき、健全度の判定及び技術的な評価、特定事象の有無の判定等を行い、健全性の診断を実施し、点検調書を作成する。なお、道路橋定期点検要領の様式3（健全性の診断の区分の前提等）において、点検支援技術等を活用したこと並びに活用した部位・部材、診断に関する留意事項等について

記録するとともに、今後の検証が可能となるように使用機器等の情報を記録すること。また、新技術活用に関する評価（精度等）と今後の課題等を整理すること。

(5) 応急措置

点検で携行する機器により対応可能な損傷のみを対象とし、その効果は短期間でよいこととする。また、工程の遅延が生じない程度の損傷を対象とする。

- ・浮き、剥離（たたき落とし）（橋梁下に道路や鉄道があり、第三者被害が想定される場合）
- ・鉄筋露出（金ブラシでケレン後、携帯式スプレー（亜鉛末顔料 95%以上）等で露出鉄筋を被覆等。ただし、簡易な措置のみとする）
- ・支承付近や橋座面の土砂堆積（処理方法は発注者の指示に従うこと）
- ・鳥の巣や鳥の糞害（清掃等）
- ・高欄のボルト・ナット、付属物取付金具の緩み（締め直し等）

(6) 点検調書作成

1) 技術的な評価（構成要素・想定する状況毎）

- ・橋梁の各構成要素（上部構造、下部構造、上下部接続部、その他（フェールセーフ）、その他（伸縮装置））に対し、想定する状況ごと（活荷重、地震、豪雨・出水、その他）に構造特性、変状の原因並びに変状の進行性、架橋条件などを考慮した技術的な評価として、構造安全性の判定を行う。

2) 健全性の診断の区分の決定（道路橋毎）

- ・道路橋の健全性の診断は、施設単位に健全性の診断の区分を決定するものとし、金沢市橋梁点検等維持管理の手引き並びに維持管理マニュアルに基づき診断するものとする。
- ・健全性の診断の区分の決定にあたっては、疲労、塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の劣化、洗掘などに該当するか判定し、過去に補修補強等の履歴があればそれとの関連付けについても記録する。
- ・長寿命化修繕計画における基礎データとするため、径間・主要部材ごとに健全度（健全度 5：健全、健全度 4：対策不要の損傷有、健全度 3：状況に応じて早めに対策必要、健全度 2：早急に補修必要、健全度 1：緊急対応必要）を判定し、橋梁データベースシステムに記録する。

3) 点検調書作成

- ・点検結果を記録する様式は以下のとおりとし、金沢市橋梁点検等維持管理の手引き、道路橋定期点検要領に基づき、道路橋の状態に関する所見及び総合的に判断される道路橋の次回定期点検までの措置の必要性に関する所見を含めることとする。

別添 1：点検様式（詳細点検・簡易点検共通）

- ・様式 1・様式 2・様式 3

別添 2：点検様式（詳細点検）

（1）基礎データ収集要領 様式

- 1) 橋梁諸元と総合検査結果（基礎データ収集要領(H19)）
- 2) [1] 損傷の調査結果様式（基礎データ収集要領(H19、R6)）
 - [2] 損傷程度の記録様式
 - [3] 部材番号図
 - [4] 損傷図
 - [5] 損傷写真台帳
 - [6] 全景写真

（2）付属点検調書 様式

- 1) 付属物：損傷の調査結果様式
- 2) 付属物：損傷写真台帳

（3）その他様式

- [1] 橋梁諸元等情報

- 〔２〕 上部工諸元情報
- 〔３〕 下部工諸元情報
- 〔４〕 補修履歴情報
- 〔５〕 点検時必要補修情報

別添３：点検様式（簡易点検）

- ・点検結果の整理や損傷図の作成等を行い、「橋梁データベースシステム」へデータを入力することにより、点検調書の作成を行う。なお、データの入力は、別途に実施する跨線部の点検結果も合わせて入力するものとする。
- ・「橋梁データベースシステム」の契約手続きは受注者が行い、受注者は、利用料の支払い及び「道路橋定期点検要領」に定める点検表記録様式を登録する。

(7) 報告書作成

- ・橋梁点検結果等各種資料を整理し報告書を作成する。

第５条（打合せ協議）

打合せ協議は、「業務着手時」「中間打合せ」「成果品納入時」の３回を基本とするが、適宜に協議が必要な場合は、打合せを行うこととする。また、「業務着手時」及び「成果品納入時」には管理技術者が立ち会うものとする。

第６条（橋梁検査員および橋梁点検員）

受注者は、損傷状況の把握を行うために必要となる橋梁の設計、施工、点検に関する基礎知識を有し、かつ橋梁に関する実務経験を有す者を本業務に従事されなければならない。本業務においては、「対策区分の判定」「健全性の診断」を行う橋梁検査員、「損傷程度の評価」「点検作業の統括」を行う橋梁点検員をそれぞれ定めるものとする。点検作業に携わる橋梁検査員、橋梁点検員に必要な要件は別紙「資格要件表」に「●★印」にて示す資格を原則とする。

第７条（橋梁データベースシステムについて）

本業務内で利用する「橋梁データベースシステム」は、以下の仕様・要件を満たすものとし、業務着手時に監督員の承諾を受けるものとする。尚、橋梁データベースシステム利用に係る一切の費用は本業務に含むものとする。

※「橋梁データベースシステム」の仕様・要件

- １．本特記仕様書で示す点検様式（道路橋定期点検要領の様式、基礎データ収集要領の様式、付属物点検の様式）及び長寿命化修繕計画に必要な情報（健全度等）を入力・出力・蓄積できること
- ２．点検業務の受託者を特定しないシステムであること
- ３．過去の橋梁データベースシステムのデータを引き継ぐことができること

第８条（AI 診断について）

本業務内で利用する AI システムは、以下の仕様・要件を満たすものとし、業務着手時に監督員の承諾を受けるものとする。

尚、AI システム利用に係る一切の費用は本業務に含むものとする。

※AI システムの仕様

- １．写真及び諸元情報から健全性及び劣化要因を判定するシステムであること
- ２．技術者による判定精度と同等以上であること
- ３．点検・診断業務の受託者を特定しないシステムであること

第9条（成果品）

この契約における成果品は以下の通りとする。

「橋梁データベースシステム」を用いた点検調書を含む成果品を電子媒体（CD-R）で1部提出する。併せて、電子媒体に格納するデータを含む成果品一式を1部提出する。

第10条（秘密事項の堅持）

受注者は、本業務を通じて得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

第11条（安全性の確保）

受注者は、点検に際して関係機関と密接な連絡をとり、受注者自らはもちろんのこと、通行者や通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、詳細点検時には、予告看板を含む適切な交通規制設備を設け、交通誘導員を配置すること。

第12条（資料の貸与）

本業務の実施にあたり、次の資料を貸与するものとする。

受注者は、貸与された資料について責任をもって保管し、紛失、損傷等のないように注意するものとする。

- 1）橋梁点検結果（前回点検時）
- 2）橋梁台帳

第13条（業務の終了）

本業務は成果を提出し、その成果の検査に合格したときに完了したものとする。

(別添1) 点検様式(詳細点検・簡易点検共通)

(1) 道路橋定期点検要領 様式

様式1

様式1

橋梁名・所在地・管理官名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	橋度 経度	施設ID
(フリガナ)					
管理官名	橋下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)

道路橋毎の健全性の診断

告示に基づく健全性の診断の区分

橋梁諸元

架設年度	橋長	幅員	橋梁形式

※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果

	定期点検実施年月日		定期点検者	
	法簡重	地重	要雨・出水	その他
橋(全体として)				()
上部構造	写真番号	写真番号	写真番号	() 写真番号
下部構造	写真番号	写真番号	写真番号	() 写真番号
上下部接続部	写真番号	写真番号	写真番号	() 写真番号
その他(フェールセーフ)	写真番号	写真番号	写真番号	() 写真番号
その他(伸縮装置)	写真番号	写真番号	写真番号	() 写真番号

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

様式 2

様式 2

状況写真(様式1に対応する状態の記録)
○上部構造、下部構造、上下部接続部、その他について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

施設ID		定期点検実施年月日		定期点検者	
構成要素		構成要素		構成要素	
想定する状況	構成要素の状態	想定する状況	構成要素の状態	想定する状況	構成要素の状態
写真番号	径間	部材番号	写真番号	径間	部材番号
備考			備考		
構成要素		構成要素		構成要素	
想定する状況	構成要素の状態	想定する状況	構成要素の状態	想定する状況	構成要素の状態
写真番号	径間	部材番号	写真番号	径間	部材番号
備考			備考		

様式3

様式3

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

		施設ID					定期点検実施年月日				定期点検者	
該当部位	特定事象の有無 (有もしくは無)						健全性の診断の区分の前提	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)				
	疲労	塩害	アルカリ 骨材反応	防食機能 の低下	洗滌	その他						
上部構造												
下部構造												
上下部接続部												
その他(フェールセーフ)												
その他(伸縮装置)												
所見	(適宜、所見を記入)											

(別添2) 点検様式(詳細点検)

(1) 詳細点検: 基礎データ収集要領 様式

1) 橋梁諸元と総合検査結果

橋梁諸元と総合検査結果					
橋梁名		路線名		管轄	
所在地	自		自		km
	至		至		km

供用開始日		活荷重・等級		適用示方書					
橋長		総径間数		径間					
上部構造形式		下部構造形式		基礎形式					
交通条件	調査年				大型車混入率				
	交通量	(昼間12時間)			荷重制限				
幅員	全幅員	m	地覆幅	歩道幅	車道幅・車線	車道幅・車線	歩道幅	地覆幅	中央帯
	有効幅員	m	m	m		6.00m・2車線	m	m	m
海岸からの距離		m	緊急輸送路の指定			優先確保ルートの指定			
路下条件									

全体図	
-----	--

径間別一般図	
--------	--

[1] 損傷の調査結果様式

[illegible]

＜鋼箱桁橋＞

[illegible]

＜鋼トラス橋＞

[illegible]

＜鋼アーチ橋（上路式アーチ橋）＞

[illegible]

＜PC 床版橋＞

[illegible]

<PCT 桁橋>

[illegible]

＜PC 箱桁橋＞

[illegible]

[2] 損傷程度の記録様式

[illegible]

3) 部材番号図

部材番号図					
橋梁管理番号		橋梁名		路線名	
				部材番号図No	
				径間番号	
				部材番号図No	
				径間番号	
				部材番号図No	
				径間番号	

4) 損傷図

損傷図					
橋梁管理番号		橋梁名		路線名	
				損傷図No	
				径間番号	
				損傷図No	
				径間番号	
				損傷図No	
				径間番号	

5) 損傷写真台帳

損傷写真台帳					
橋梁管理番号		橋梁名		路線名	
				写真番号	
				径間番号	
				部材名称	
				部材番号	
				損傷発生位置	
				メ モ	
				写真番号	
				径間番号	
				部材名称	
				部材番号	
				損傷発生位置	
				メ モ	
				写真番号	
				径間番号	
				部材名称	
				部材番号	
				損傷発生位置	
				メ モ	

6) 全景写真

全景写真						
橋梁管理番号		橋梁名		路線名		
					全景写真No	
					タイトル	
					全景写真No	
					タイトル	
					全景写真No	
					タイトル	

(2) 詳細点検：付属物点検調査 様式

1) 付属物：損傷の調査結果様式

付属物点検様式（損傷種類・程度）

橋梁管理番号		橋梁名		調査年		上部工構造形式											
調査結果		径間番号 1		／													
		鋼 部 材 の 損 傷		コンクリート部材の損傷		そ の 他											
		① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひびわれ・漏水・遊離石灰 (番号)	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床版ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸	⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状	⑬ 遊間の異常	⑭ 土砂詰まり	備考	
地覆	材料選択	01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
伸縮装置	材料選択	01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高欄・防護柵	材料選択	01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
遮音施設	設置有無選択	01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
照明・標識	設置有無選択	01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
排水施設	設置有無選択	01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
点検施設	設置有無選択	01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
添架物	設置有無選択	01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他																	

※材料選択：コンクリート、鋼、ゴム、その他、設置無

2) 付属物：損傷写真台帳

付属物点検様式（損傷写真台帳）

付属物 損傷写真台帳					
橋梁管理番号		橋梁名		径間番号	1
				写真番号	
				径間番号	
				部材名称	
				部材番号	
				損傷発生位置	
				メモ	
				写真番号	
				径間番号	
				部材名称	
				部材番号	
				損傷発生位置	
				メモ	
				写真番号	
				径間番号	
				部材名称	
				部材番号	
				損傷発生位置	
				メモ	

(3) 詳細点検：その他様式

[1]橋梁諸元等情報

橋梁諸元等データ

県名		地方公共団体名	
事務所名			

基本情報			
橋梁管理番号		橋梁番号	
橋梁名称(漢字)		橋梁名称(カナ)	
橋梁種別			
分割番号		分割区分	
架設年月		供用開始年月	
所在地(自)		所在地(至)	
距離標(自)		距離標(至)	
緯度		経度	
標高		架橋条件	
塩害地域		塩害地域区分	
海岸からの距離			

管理情報			
通行規則有無		通行規則	
荷重制限		耐震対策必要性	
凍結防止剤散布		凍結防止剤散布備考	
架替予定		架設年月	
架替予定予算			
上部工			
施工会社		施工費	
コンクリート骨材		コンクリート仕様	
耐震対策実施年度		耐震対策工法	
下部工			
施工会社		施工費	
コンクリート骨材		コンクリート仕様	
耐震対策実施年度		耐震対策工法	
占用物件・添架物			
内容		管理者	

設計情報			
適用示方書		活荷重・等級	
橋梁形式		踏掛け版	
橋長		径間数	
全幅員		有効幅員	
道路部幅員		中央帯幅	
地覆幅(左)		地覆幅(右)	
歩道幅(左)		歩道幅(右)	
車道幅(左)		車道幅(右)	
車線数(左)		車線数(右)	
平面曲線半径(代表)		斜角(代表)	

路線情報			
道路種別		路線コード	
現旧区分		自専・一般道	
路線名(漢字)		路線名(カナ)	
緊急輸送道路指定		優先確保ルート指定	
迂回路有無		迂回距離	
バス路線区間			
重要度区分			
区分名		内容	

交通量			
交通条件調査年度		交通量(昼間12H)	
大型車混入率		大型車交通量(24H)	
一方通行指定区間			

その他情報			
グループ区分		長寿命化修繕計画対象	
任意情報			
項目名		内容	

[2]上部工諸元情報

上部工諸元

橋梁管理番号		橋梁名	
--------	--	-----	--

径間番号：1			
材料区分		支間長	
桁高		桁本数	
構造形式		床版材料	
床版種類使用形式		床版厚	
床版防水			
左側 地覆材料		右側 地覆材料	
左側 高欄・防護柵材料		右側 高欄・防護柵材料	
遮音施設		照明・標識施設	
排水施設		点検施設	
添架物			
鋼主桁塗料			
プライマー下塗料		中塗り塗料	
上塗り塗料			
鋼床版塗料			
プライマー下塗料		中塗り塗料	
上塗り塗料			
起点側躯体番号：A1t			
支承種類		支承条件	
伸縮装置種類		伸縮装置材料	
緑端拡幅		落橋防止構造	
変位制限構造		段差防止構造	
落橋防止システム補足			
終点側躯体番号：A2t			
支承種類		支承条件	
伸縮装置種類		伸縮装置材料	
緑端拡幅		落橋防止構造	
変位制限構造		段差防止構造	
落橋防止システム補足			
径間路下			
径間路下条件		径間路下補足	
径間路下管理者			

[3]下部工諸元情報

下部工諸元

橋梁管理番号		橋梁名	
--------	--	-----	--

躯体番号：A1t			
材料区分		構造形式	
構造高		地盤高	
基礎構造形式		プライマー下塗料	
中塗り塗料		上塗り塗料	

躯体番号：A2t			
材料区分		構造形式	
構造高		地盤高	
基礎構造形式		プライマー下塗料	
中塗り塗料		上塗り塗料	

[4]補修履歴情報

橋梁管理番号		橋梁名								
径間番号	補修改良年	部材種別名称	部材番号	損傷種類区分	補修・補強工事			備考		
					工法名称	請負業者名	金額(千円)			

[5]点検時必要補修情報

橋梁管理番号		橋梁名		点検年度	
--------	--	-----	--	------	--

径間番号	部材・数量	工法	概算工事費(千円)	備考

(別添3) 点検様式(簡易点検)

(1) 簡易点検: 点検調書(詳細)

簡易点検では、道路橋定期点検要領の調書(別添1 様式1・2・3))に加え、点検調書(詳細)を作成する。点検調書(詳細)は、以下の様式とし、発注者より貸与するファイル(Microsoft Excel)に基づき作成する。

点検調書(詳細)										点検年度(西暦)				
橋梁名			橋梁番号			橋梁ID								
路線名(路線番号)			桁下名称			()			海岸線からの距離					
業務名			関係機関協議有無						点検方法					
健全性					部材	設置有無・材料	健全度	変状の種類	備考					
			橋梁		—		—	—						
			部材単位の診断	上部構造		主桁								
				下部構造		起点側								
						終点側								
				支承部		起点側								
						終点側								
				その他(付属物等)		—								
				その他 内訳	路上		高欄・防護柵							
							地覆							
							中央分離帯							
							伸縮装置	起点側						
			終点側											
			縁石											
			舗装											
排水施設 他		—												
備考														
部材全体写真(主桁・床版)					部材全体写真(下部工: 起点側)					部材全体写真(下部工: 終点側)				
写真 メモ					写真 メモ					写真 メモ				

※留意事項: 必要事項を備考に記入すること。写真には流向等を図示すること。

金 沢 市 業 務 委 託 特 記 仕 様 書（ 共 通 編 ）

1 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時または完成時において、受託金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員に「通知書（登録のための確認のお願い）」の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土日祝日等除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土日祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

2 技術者の選任

受注者は、担当技術者、管理技術者及び照査技術者（設計、軟弱地盤解析及び弾性波探査業務等）を選任するにあたり、資格及び経歴の提示を求めている業務については、資格及び経歴書を別途作成のうえ監督員に提出すること。

3 詳細設計照査要領に基づく照査審査表の提出（設計）

国土交通省制定「詳細設計照査要領」「土木工事設計図書の照査ガイドライン（北陸地整R2.4）」に基づくものとし、下記に留意し設計計算書と分冊し、提出するものとする。

- （１）諸基準等との関連する具体の照査内容は、発注者に報告するものとする。
- （２）照査項目の中に複数の確認項目がある（例えば関係機関が複数ある）場合は、必ず備考欄または別紙を用いて確認済み事項がわかるようにする。

4 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、業務着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

<発注者の取組>

- ・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。
- ・「月曜日の朝一番」及び「各コンサルタント会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。
- ・「金曜日の業務依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の業務依頼や打合せ」は控えること。

<受注者の取組>

- ・業務着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や業務の進捗状況等を常に把握すること。
- ・業務実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と書面で協議すること。

5 建設副産物対策の検討（設計）

設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制・再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとし、建設副産物の検討成果として、「建設リサイクルガイドライン」（国土交通省）で定める別添1、別添2のリサイクル計画書を作成すること。「建設リサイクルガイドライン」は下記を参照すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/dllpdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf

6 金沢産材利用の検討（設計）

設計にあたっては、「金沢市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」に則った設計を行うものとし、金沢産材の利用に努めること。

7 国際単位系単位の標記

業務委託の成果品（設計図等）の表示については、国際単位系（S I）によるものとする。

8 設計業務における生産性向上の検討（設計）

生産性向上に関する提案がある場合、技術者の着眼点・留意点等（当該設計時に生産性向上の観点から一層の検討を行う事項）について、後設計を実施する技術者に適切に情報を引き継ぐため、提案書を作成すること。

また、前設計で提案書が作成されていた場合、適切に提案内容を検討すること。

※参考：「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000062.html

（1）概略設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

概略設計の内容	予備設計時に検討すべき 生産性向上提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

（2）予備設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する概略設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、詳細設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

予備設計の内容	概略設計時に検討した 生産性向上提案及び効果 (概略設計がある場合記入)	詳細設計時に検討 すべき生産性向上 提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

（3）詳細設計時

当該業務で、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する予備設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、検討すべき生産性向上に関する提案を行う。

9 ボーリングデータの検定

ボーリング調査において、以下のボーリングデータを作成した場合は、国土地盤情報センターへ検定を依頼し、発行された検定証明書を監督員に提示して、検定済みであることを報告すること。

① ボーリング柱状図（XML 形式）／② 土質試験結果一覧表（XML 形式）

10 熱中症対策

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策については、契約後、調査職員（監督職員）と協議するものとし、設計変更の対象とする。

11 電子納品

本業務委託は、電子納品対象業務委託であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、別表1に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

- (1) 電子納品は以下のとおり実施すること。
- ・別表2に示す資料をCD-RまたはDVD-R等で1部納品する。
 - ・電子媒体内容と同様なものを印刷製本した紙ベースの成果1部を納品する。
 - ・各種電子納品要領等に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
- (2) 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うこと。
- (3) 発注者が行う電子納品に関する調査について協力すること。
- (4) 成果品の納品に際し、以下の事項に確認すること。
- ・電子納品チェックシステムを使用し、エラーがないことを確認する。なお、電子納品チェックシステムは、下記より入手し最新バージョンを使用する。
- 【土木：電子納品チェックシステム】
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/
- ・最新のウイルス対策ソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認する。
- (5) 電子媒体の内容の原本性を証明するために電子媒体納品書に署名捺印の上、電子媒体と共に提出すること。

(別表1)

名 称	摘 要	
金沢市電子納品の手引き（案）[業務委託編]	令和8年4月	金 沢 市
石川県電子納品ガイドライン	令和4年4月	石 川 県
土木設計業務等の電子納品要領	令和8年2月	国土交通省
土木設計業務等の電子納品要領 [電気通信設備編]	令和8年2月	
土木設計業務等の電子納品要領 [機械設備工事編]	令和8年2月	
CAD製図基準	令和7年12月	
CAD製図基準 [電気通信設備編]	令和8年2月	
CAD製図基準 [機械設備工事編]	令和8年2月	
測量成果電子納品要領	令和7年12月	
地質・土質調査成果電子納品要領 本編、付属資料	令和8年2月	
デジタル写真管理情報基準	令和5年3月	
電子納品運用ガイドライン		
[業務編]	令和8年2月	
[測量編]	令和7年12月	
[地質・土質調査編]	令和8年2月	
電子納品運用ガイドライン [電気通信設備業務編]	令和8年2月	
電子納品運用ガイドライン [機械設備工事編【業務】]	令和8年2月	
CAD製図基準に関するガイドライン	令和7年12月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン [電気通信設備編]	令和8年2月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン [機械設備工事編]	令和8年2月	

(別表2)

電子納品対象資料	作 成 者
打合せ記録簿 ※	受注者
成果品	受注者

※ 打合せ記録簿は押印したものを正として紙で提出し、電子化して納品するものは電子印などの押印の必要はありません。

金沢市業務委託成果品標準作成要領

- 1 成果品の提出は、別紙業務委託特記仕様書によるものとする。
- 2 報告書、図面等の規格については下記のとおりとする。
 - (ア) 報告書のサイズは、A 4 版を原則とし、成果品一切を一緒にとじ込むものとする。
 - (イ) 図面等は、A 3 版に縮小したものを折り込み製本する。
 - (ウ) 背表紙には、様式(1)のタイトルを明示するものとする。
 - (エ) 背表紙の材質、タイトルの文字については特別に指定しないものとする。
 - (オ) 報告書原稿は、別途にファイルし提出するものとする。
 - (カ) なお、これらを一つにまとめるような箱にいれる必要はないものとする。
- 3 業務委託における最終成果は、電子データで納品するものとする。ここでいう電子データとは、「金沢市業務委託特記仕様書（共通編）11電子納品」で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとし、特記仕様書の実施内容に従って、監督員に提出するものとする。

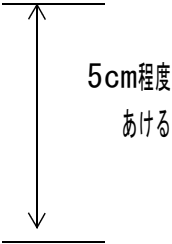
様式（１）（記載例）

令和△年度

◇◇◇◇◇◇改修工事に伴う測量設計業務委託報告書

〇〇コンサルタント

金沢市□□□課



様式（２）（記載例）

令和△年度

◇◇◇◇◇◇改修工事に伴う測量設計業務委託

金沢市□□□課
〇〇コンサルタント

様式（３）（記載例）

◇◇◇◇◇◇改修工事に伴う測量設計業務委託	
図 面 目 録	
1. 平面図	3枚
2. 縦断図	2枚
3. 横断図	15枚
4. 構造図	6枚
計	26枚

R8資格要件表

対象施設			金沢市 資格要件					
			橋梁					
			鋼橋		コンクリート橋		管理 技術者	
			点検	診断	点検	診断		
資格								
技術士	総合技術監理部門(選択科目 鋼構造及びコンクリート)		★	★	★	★	★	
	総合技術監理部門(選択科目 トンネル)		★		★			
	総合技術監理部門(選択科目 道路)		★		★			
	総合技術監理部門(選択科目 その他の建設部門)		★		★			
	建設部門(選択科目 鋼構造及びコンクリート)		★	★	★	★	★	
	建設部門(選択科目 トンネル)		★		★			
	建設部門(選択科目 道路)		★		★			
	建設部門(選択科目 その他)		★		★			
RCCM	鋼構造及びコンクリート	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	●	●	●	
	トンネル		●		●			
	道路		●		●			
	その他		●		●			
一級土木施工管理技士								
一級構造物診断士		一般社団法人日本構造物診断技術協会	●	●	●	●		
二級構造物診断士			●		●			
土木鋼構造診断士		一般社団法人日本鋼構造協会	●	●	●	●		
土木鋼構造診断士補			●		●			
道路橋点検士		一般財団法人橋梁調査会	●		●			
道路橋点検士補			●		●			
コンクリート診断士		公益社団法人日本コンクリート工学会	●	●	●	●		
コンクリート構造診断士		公益社団法人プレストレストコンクリート工学会			●	●		
プレストレストコンクリート技士					●			
特別上級土木技術者	鋼・コンクリート	公益社団法人土木学会	●		●			
	その他							
上級土木技術者	(鋼・コンクリート)コースA・B	公益社団法人土木学会	●	●	●	●		
	(橋梁)コースB		●	●	●	●		
	(メンテナンス)コースA							
	(トンネル・地下)コースB							
	その他							
1級土木技術者	(鋼・コンクリート)コースA・B	公益社団法人土木学会	●		●			
	(橋梁)コースB		●		●			
	(メンテナンス)コースA							
	(トンネル・地下)コースB							
	その他							
橋梁点検士		国立大学法人東海国立大学機構	●		●			
橋梁診断士				●		●		
社会基盤メンテナンスエキスパート			●	●	●	●		
特定道守コース		国立大学法人長崎大学	●		●			
特定道守(鋼構造)コース				●				
特定道守(コンクリート構造)コース						●		
道守コース			●	●	●	●		
道守補コース			●		●			
特定道守(トンネル)								
道守(トンネル)								
四国社会基盤メンテナンスエキスパート		国立大学法人愛媛大学	●	●	●	●		
社会基盤メンテナンスエキスパート山口		国立大学法人山口大学	●	●	●	●		
橋梁点検技術者		独立行政法人国立高等専門学校機構	●		●			
橋梁診断技術者				●		●		
主任点検診断士		一般財団法人阪神高速先進技術研究所	●	●	●	●		
点検診断士			●	●	●	●		
都市道路点検士		公益財団法人高速道路調査会	●		●			
都市道路点検診断士			●	●	●	●		
高速道路点検士(土木)		公益財団法人高速道路調査会	●		●			
高速道路点検診断士(土木)			●	●	●	●		
土木設計技士		職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	●		●			
インフラ調査士	橋梁(鋼橋)	一般社団法人日本非破壊検査工業会	●					
	橋梁(コンクリート橋)				●			
	トンネル							
	付帯施設							
建造物保全技術者		一般社団法人国際建造物保全技術協会			●			
建造物保全上級技術者						●		
建造物保全技術者(トンネル)								
建造物保全上級技術者(トンネル)								
ふくしまME	基礎	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●		●			
	保全		●	●	●	●		
	防災							
構造物の補修・補強技士		一般社団法人リペア会	●	●	●	●		
ブリッジインスペクター		琉球大学工学部附属地域創生研究センター	●		●			
橋梁AM点検士(道路部門)		公益財団法人青森県建設技術センター	●	●	●	●		
道路標識点検診断士		一般社団法人全国道路標識・標示業協会						
木橋・総合診断士		一般社団法人木橋技術協会	●	●	●	●		
木橋診断士								

凡例

★：国家資格

●：国土交通省登録資格